

様式第1-3

6木交協第 号
令和6年6月 日

国土交通大臣様

京都府木津川市木津南垣外110番地9
木津川市地域公共交通総合連携協議会
会長 (木津川市長) 谷口 雄一

地域間幹線系統確保維持計画認定申請書

地域間幹線系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて
申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域間幹線系統確保維持計
画を添付すること。

令和6年6月 日

(名称) 木津川市地域公共交通総合連携協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

木津川市は、京都府南部に位置する人口7万9千人の市で、宅地開発等により年々人口が増加している。

木津川市地域公共交通総合連携協議会では、平成21年3月に「木津川市地域公共交通総合連携計画」を策定、平成27年3月に、新たに「木津川市地域公共交通網形成計画」を策定、令和2年3月には「第2次木津川市地域公共交通網形成計画」を策定し、令和6年3月には「木津川市地域公共交通計画」を策定し、活力と魅力あるまちづくりを推進し、地域特性はもとより環境負荷の軽減、地域活性化、交通弱者等が安心安全に移動できる生活環境に配慮した地域公共交通サービスの充実を図ることを目的として、木津川市コミュニティバス「きのつバス（梅谷高の原線・鹿背山高の原線・木津川台高の原線）」の運行を行っている。

今後も、移動手段を持たない高齢者や学生、免許返納者等の交通弱者にとって必要不可欠な公共交通を維持し、地域間交通ネットワークとして路線を維持することにより広域的な移動手段を確保することを目的とする。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果**(1) 事業の目標**

- ①コミュニティバスの乗車人員を年間280,000人（令和5年度：259,051人）
- ②きのつバス1便あたり利用者数を1.25人以上（路線定期運行の運行継続条件）
- ③きのつバスの単純収支率を40%以上とする。（令和5年度：34.7%）

(木津川市地域公共交通計画P69～P71)

(2) 事業の効果

利用者数の増加により、収支を改善し、持続的で安定的な路線の維持をすることで、住民の移動手段が確保される。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

(1) 乗継利便性の向上

市内各地の移動や市外との移動の円滑化のため、鉄道との乗継を考慮したダイヤを検討し、必要に応じてダイヤ改正を実施する。

実施事業：鉄道との接続を考慮したダイヤ改正

実施主体：木津川市地域公共交通総合連携協議会、交通事業者

(2) 運転免許返納者、障がい者等に対する移動支援

運転免許返納者、障がい者、子ども・子育て世代等、公共交通を必要とされる方への移動支援策を実施し、公共交通を利用して快適に移動できる環境を創出する。

実施事業：65歳以上運転免許返納者へのコミュニティバス1日フリー乗車券またはICOCAカードの付与、障がいのある方への運賃割引やユニバーサルデザイン車両導入

実施主体：木津川市地域公共交通総合連携協議会、交通事業者

(3) 観光施設や観光路線との連携

公共交通を活用した周遊を促進するため、市内の観光施設や市外からの来訪者が主な利用者であるバス路線と連携し、市外からの来訪者等に対して公共交通利用を促す情報提供を行う。

実施事業：古寺巡礼バスの運行、観光施設へのアクセスサイン充実、観光路線バスと連携したPR、広域的な観光連携による利用促進

実施主体：木津川市地域公共交通総合連携協議会、交通事業者、観光団体

(4) 情報提供の充実

総合的・横断的な公共交通に係る情報提供の充実を図り、市広報・ホームページ・公共交通だより等、多様な媒体を活用し、積極的な広報に努めます。情報提供にあたっては、利用状況や運営実態等も公開し、公共交通が直面する問題意識を共有することにより、利用促進を図ります。

実施事業：きづがわ公共交通だよりの毎月発行、時刻表（のるなび）の作成、木津川市公共交通マップの作成

実施主体：木津川市地域公共交通総合連携協議会、交通事業者

(5) 利用機会の提供

日々の生活の中で公共交通を利用できるよう、様々なきっかけづくりを行います。利用機会がない方・少ない方には体験の場を提供し、乗継・周遊をされる利用者には1日フリー乗車券の案内・販売、さらに多分野との連携等により、利用促進を図ります。

実施事業：バス乗り方教室の実施、1日フリー乗車券の発行、公共交通利用促進イベントの実施

実施主体：木津川市地域公共交通総合連携協議会、交通事業者

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表1のとおり。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

表2のとおり。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法	
利用者数や収支率について、数値指標によるモニタリング・評価を実施。 実績値の増減理由について精査し、今後の継続的な運行に活かす。	
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>	
該当なし	
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>	
該当なし	
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>	
<p>(1) 乗継利便性の向上 実施事業：鉄道との接続を考慮したダイヤ改正 実施主体：木津川市地域公共交通総合連携協議会、交通事業者 実施時期：令和6年10月～令和7年3月 ダイヤ改正の検討と実施</p> <p>(2) 運転免許返納者、障がい者等に対する移動支援 実施事業：65歳以上運転免許返納者へのコミュニティバス1日フリー乗車券またはICOCAカードの付与、障がいのある方への運賃割引やユニバーサルデザイン車両導入 実施主体：木津川市地域公共交通総合連携協議会、交通事業者 実施時期：令和6年10月～令和7年3月 取組内容の検討、実施</p> <p>(3) 観光施設や観光路線との連携 実施事業：古寺巡礼バスの運行、観光施設へのアクセスサイン充実、観光路線バスと連携したPR、広域的な観光連携による利用促進 実施主体：木津川市地域公共交通総合連携協議会、交通事業者、観光団体 実施時期：令和6年10月～令和7年3月 取組内容の検討、実施</p> <p>(4) 情報提供の充実 実施事業：きづがわ公共交通だよりの毎月発行、時刻表（のるなび）の作成、木津川市公共交通マップの作成 実施主体：木津川市地域公共交通総合連携協議会、交通事業者 実施時期：令和6年10月～令和7年3月 取組内容の検討、実施</p> <p>(5) 利用機会の提供 実施事業：バス乗り方教室の実施、1日フリー乗車券の発行、公共交通利用促進イベントの実施 実施主体：木津川市地域公共交通総合連携協議会、交通事業者 実施時期：令和6年10月～令和7年3月 取組内容の検討、実施</p>	

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】	該当なし
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	<p>(1) 事業の目標</p> <p>該当なし</p> <p>(2) 事業の効果</p> <p>該当なし</p>
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	<p>(1) 事業の目標</p> <p>該当なし</p> <p>(2) 事業の効果</p> <p>該当なし</p>
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- | | |
|---------------------------|----------------------------|
| ・平成 20 年 5 月 28 日（第 1 回） | 協議会設立、事業内容について協議 |
| ・平成 21 年 3 月 11 日（第 6 回） | 木津川市地域公共交通総合連携計画について承認 |
| ・平成 27 年 3 月 12 日（第 29 回） | 木津川市地域公共交通網形成計画について承認 |
| ・令和 2 年 3 月 24 日（第 50 回） | 第 2 次木津川市地域公共交通網形成計画について承認 |
| ・令和 6 年 3 月 19 日（第 66 回） | 木津川市地域公共交通計画について承認 |
| ・令和 6 年 6 月 26 日（第 67 回） | 令和 7 年度地域幹線系統確保維持計画について承認 |

19. 利用者等の意見の反映状況

協議会規約に基づき、市民代表として利用者委員、公募委員、木津川市観光協会理事、加茂民生児童委員協議会会长及び木津川市老人クラブ連合会会长から参画いただいており、利用者等の意見を反映して本計画を策定している。

20. 奈良県・奈良市において補助系統を地域公共交通計画に位置付けていない理由

- ・きのつバスは主に木津川市の住民の生活交通として必要なものである。
- ・きのつバスの経路中、「高の原駅」のみが奈良市に位置しており、路線の大半は、木津川市になっている。
- ・奈良県・奈良市の住民が利用することもあり得るが、奈良県・奈良市においては費用負担をしておらず、奈良県・奈良市の生活交通として計画に位置付けるものではない。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 京都府木津川市木津南垣外 110 番地 9
(所 属) 木津川市役所 学研企画課
(氏 名) 井村 祐介
(電 話) 0774-75-1201
(e-mail) kikaku@city.kizugawa.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記 2.・3. についてでは、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

7年度

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
京都府 (木津川市)	奈良交通株式会社	(1) 梅谷高の原	8,729.5	
		(2) 鹿背山高の原	3,302.0	
		(3) 木津川台高の原	5,901.5	
合 計			17,933	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付する。
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(令和7年度見込)

実態調査日:下記のとおり

運行系統				年間輸送実績						経常収益			経常費用			平均乗車密度算定				備考				
申請番号	運行系統名	起 点	主な経由地	終 点	キロ程(km)	運行回数(A)(回)	輸送人員(人)	1人平均乗車キロ(km)	輸送人キロ(人キロ)	運送収入(B)(円)	実車走行キロ(C)(km)	運送雑収(D)(円)	営業外収益(E)(円)	計(B)+(D)+(E)	1系統当り経常費用(円)	運賃改定前の平均賃率	適用日数	運賃改定後の平均賃率	適用日数	平均賃率	平均乗車密度(B)(C)×(F)(G)	輸送量(A)×(G)	市町村による回数券購入等の有無	
木津川市第1号	梅谷高の原	高の原駅	山田川駅・木津駅	梅谷	14.5	9.3	93,197	4.1	382,107.7	17,229,109	98,600.0	987,972	1,756,065	19,973,146	56,584,450	(48.74円×(1-10/110)×365日)	365日	(55.84円×(1-10/110)×365日)	365日	44.30	3.9	36.2	有・無	調査日:令和4年10月1日～令和5年9月30日
木津川市第2号	鹿背山高の原	高の原駅	山田川駅・木津駅	鹿背山	9.7	9.3	41,515	3.6	149,454.0	7,601,007	65,960.0	660,919	1,174,747	9,436,673	38,382,459	(54.80円×(1-10/110)×365日)	365日	(54.80円×(1-10/110)×365日)	365日	50.76	2.2	20.4	有・無	調査日:令和4年10月1日～令和5年9月30日
木津川市第3号	木津川高の原	高の原駅	木津駅・山田川駅	木津川台住宅	11.6	9.3	80,182	3.6	288,655.2	14,644,382	78,200.0	14,644,382	1,392,741	30,681,505	45,504,977	(48.74円×(1-10/110)×365日)	365日	(48.74円×(1-10/110)×365日)	365日	49.81	3.7	34.4	有・無	調査日:令和4年10月1日～令和5年9月30日
合 計							214,894		820,216.9	39,474,498	242,760.0	16,293,273.0	4,323,553.0	60,091,324	140,471,886								有・無	

[記載要領]

- この種類は、補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度の実績について、補助対象期間の末日現在における状況に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。
(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る様式第1-5の添付を省略することができる。なお、様式第1-8に基づく申請については当該年度の実績について、補助対象期間の末日現在における状況に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。
- 申請番号は、生活交通確保維持計画認定申請書の申請番号と同一のものとすること。
- 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。
- 運行回数は、補助対象期間の前々年度(基準期間)における1日の平均を小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。
- 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。
- 輸送人キロは、輸送人員×1人平均乗車キロにより算出すること。
- 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の前々年度(基準期間)の運送収入について、原則して年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。
- 実車走行キロは、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 1系統当り経常費用は、補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用に当該系統の実車走行キロを乗じたものとする。
- 平均賃率は、停留所相互間総運賃額÷停留所相互間総キロにより算出すること(錢未満切捨て)。ただし、補助対象期間中の前々年度(基準期間)に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均賃率は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、スト及び積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。
- 平均乗車密度は(B)÷(C)÷(F)と運算し、その値について、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。
- 備考欄には、補助対象期間の前々年度(基準期間)中に運行回数の変更があった場合、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
- 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。
- 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるもの有無について記載すること。

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(令和5年度)

実態調査日:下記のとおり

申請番号	運行系統名	運行系統			年間輸送実績					経常収益			経常費用			平均乗車密度算定				市町村による回数券購入等の有無	備考			
		起 点	主な経由地	終 点	キロ程(km)	運行回数(A)(回)	輸送人員(人)	1人平均乗車キロ(km)	輸送人キロ(人キロ)	運送収入(B)(円)	実車走行キロ(C)(km)	運送収益(D)(円)	営業外収益(E)(円)	計(B)+(D)+(E)	1系統当り経常費用(円)	運賃改定前の平均賃率	適用日数	運賃改定後の平均賃率	適用日数	平均賃率	平均乗車密度	輸送量		
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)																		
木津川市第1号	梅谷高の原	高の原駅	山田川駅・木津駅	梅谷	14.3	9.3	93,197	4.1	382,107.7	17,021,451	97,411.6	976,064	1,734,900	19,732,415	56,584,450		$\frac{(48.74 \text{円} \times (1-10/110) \times 365 \text{日})}{365 \text{日}}$		44.30	3.9	36.2	有・無	調査日:令和4年10月1日～令和5年9月30日	
木津川市第2号	鹿背山高の原	高の原駅	山田川駅・木津駅	鹿背山	9.7	9.3	41,515	3.6	149,454.0	7,614,421	66,076.4	662,085	1,176,820	9,453,326	38,382,459		$\frac{(55.84 \text{円} \times (1-10/110) \times 365 \text{日})}{365 \text{日}}$		50.76	2.2	20.4	有・無	調査日:令和4年10月1日～令和5年9月30日	
木津川市第3号	木津川高の原	高の原駅	木津駅・山田川駅	木津川台住宅	11.6	9.3	80,182	3.6	288,655.2	14,670,225	78,338.0	784,946	1,395,199	16,850,370	45,504,977		$\frac{(54.80 \text{円} \times (1-10/110) \times 365 \text{日})}{365 \text{日}}$		49.81	3.7	34.4	有・無	調査日:令和4年10月1日～令和5年9月30日	
合計							214,894		820,216.9	39,306,097	241,826.0	2,423,095.0	4,306,919.0	46,036,111	140,471,886								有・無	

[記載要領]

- この種類は、補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度の実績について、補助対象期間の末日現在における状況に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。
(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保持計畫の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る様式第1-5の添付を省略することができる。なお、様式第1-8に基づく申請については当該年度の実績について、補助対象期間の末日現在における状況に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。
- 申請番号は、生活交通確保持計畫認定申請書の申請番号と同一のものとすること。
- 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。
- 運行回数は、補助対象期間の前々年度(基準期間)における1日の平均を小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。
- 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。
- 輸送人キロは、輸送人員×1人平均乗車キロにより算出すること。
- 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の前々年度(基準期間)の運送収入について、原則して年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。
- 実車走行キロは、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 1系統当り経常費用は、補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用に当該系統の実車走行キロを乗じたものとする。
- 平均賃率は、停留所相互間総運賃額÷停留所相互間総キロにより算出すること(錢未満切捨)。ただし、補助対象期間中の前々年度(基準期間)に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均賃率は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、スト及び積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。
- 平均乗車密度は(B)÷(C)÷(F)と連算し、その値について、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。
- 備考欄には、補助対象期間の前々年度(基準期間)中に運行回数の変更があった場合、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
- 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送収益及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。
- 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるもの有無について記載すること。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	奈良交通株式会社
------	----------

7年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間の 損益状況)	乗合バス事業					
	営業収益	7,682,206 千円	営業外収益	293,043 千円	経常収益(イ)	7,975,249 千円
	営業費用	9,507,967 千円	営業外費用	46,501 千円	経常費用(ロ)	9,554,468 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)		△ 1,825,761 千円	営業外損益	246,542 千円	経常損益	△ 1,579,219 千円
					経常収支率	83.47 %
		16,448,052.0				

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	7,109,161 千円	営業外収益	188,920 千円	経常収益(イ)	7,298,081 千円
	営業費用	8,822,504 千円	営業外費用	43,643 千円	経常費用(ロ)	8,867,147 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)		△ 1,714,343 千円	営業外損益	145,277 千円	経常損益	△ 1,569,066 千円
					経常収支率	82.30 %
		16,738,094.0				

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	6,444,406 千円	営業外収益	398,810 千円	経常収益(イ)	6,843,216 千円
	営業費用	8,537,208 千円	営業外費用	51,885 千円	経常費用(ロ)	8,589,093 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ")		△ 2,092,802 千円	営業外損益	346,925 千円	経常損益	△ 1,745,877 千円
					経常収支率	79.67 %
		17,497,384.8				

(補助対象事業者の)基準期間[※]を最終年度とする過去3年間ににおける実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ=ハ=	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ=ハ=	補助対象事業者の実車走 行キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ=ハ=
	京阪神	490円.87銭	529円.76銭

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3=	地城別キロ当たり 標準経常費用 示	キロ当たり経常費用 二とほのいずれか少な い額 ~	キロ当たり経常収益 イニハ=ト
京阪神		533円.83銭	554円.21銭	533円.83銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統			計画運行回数 ()	計画平均 乗車密度 ①=カッコ内 ②=	計画輸送 量 ①×②=③	系統キロ程 チ オニヂ=ク	地域公共交通再編事業を実施 する区域におけるキロ程 オニヂ=ク	基幹キロ程 地域公共交通 再編事業を実施する 区域における キロ程との 比率 リ	補助ブロック外 乗入部分のキロ程 ヌ	同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分に係るキロ程 ル	他路線との競合 部分に係るキロ程 ルニチ	他路線との競合 部分の競合 比率 ルニチニア (チー(リ+ヌ+ル)) ニチニア	補助ブロック外乗入 部分、同一補助ブ ロック都道府県外乗 入部分及び他路線 との競合部分以外の キロ程の比率 ルニチニア		
				起点	主な 経由地	終点													
				①カッコ内	②	③													
京阪神	第1号		梅谷高の原 高の原駅	山田川駅・ 木津駅	梅谷	365 日	3,400.0 (9.3)	3.9	36.2 人	往 14.5 km 復 14.5 km	(平均) 14.5 km	往 km 復 km	(平均) km	往 0.3 km 復 0.3 km	(平均) km	往 km 復 km	(平均) km	0 %	97.931 %
京阪神	第2号		鹿背山高の原 高の原駅	山田川駅・ 木津駅	鹿背山	365 日	3,400.0 (9.3)	2.2	20.4 人	往 9.7 km 復 9.7 km	(平均) 9.7 km	往 km 復 km	(平均) km	往 0.3 km 復 0.3 km	(平均) km	往 km 復 km	(平均) km	0 %	96.907 %
京阪神	第3号		木津川台高の原 高の原駅	木津駅・山 田川駅	木津川台住宅	365 日	3,400.0 (9.3)	3.7	34.4 人	往 11.6 km 復 11.6 km	(平均) 11.6 km	往 km 復 km	(平均) km	往 0.3 km 復 0.3 km	(平均) km	往 km 復 km	(平均) km	0 %	97.931 %
合計		3系統																	

補助ブロック名	申請番号	特例措置	計画実車走行 キロ	補助対象系統 の見込額	補助対象系統のキロ当たり経常収益						補助対象系統 の経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額 ヨ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額 カーヨ=タ	補助対象経常 費用の限度額 カ×9/20=レ ゾ				
					基準期間の前々年度			基準期間の前年度									
					経常収益	実車走行キロ	補助対象系統 の実車走行キロ当たり 経常収益	経常収益	実車走行キロ	補助対象系統 の実車走行キロ当たり 経常収益	経常収益	実車走行キロ	補助対象系統 の実車走行キロ当たり 経常収益	経常収益	実車走行キロ	補助対象系統 の実車走行キロ当たり 経常収益	
京阪神	第1号		% 96,600.0 km	52,635,638 円	197円.36銭	19,189,121 円	97,411.6 km	196円.99銭	18,754,860 円	97,411.6 km	192円.53銭	19,732,415 円	97,411.6 km	202円.56銭	19,459,696 円	33,175,942 円	23,686,037 円
京阪神	第2号		% 65,960.0 km	35,211,426 円	158円.96銭	13,405,483 円	66,076.4 km	202円.87銭	8,653,734 円	66,076.4 km	130円.96銭	9,453,326 円	66,076.4 km	143円.06銭	10,485,002 円	24,726,424 円	15,845,141 円
京阪神	第3号		% 78,200.0 km	41,745,506 円	215円.14銭	16,731,403 円	78,338.0 km	213円.57銭	16,980,584 円	78,338.0 km	216円.76銭	16,850,370 円	78,338.0 km	215円.09銭	16,823,948 円	24,921,558 円	18,785,477 円
合計			242,760.0 km	129,592,570 円	571円.46銭	49,326,007 円	241,826.0 km		44,389,178 円	241,826.0 km		46,036,111 円	241,826.0 km		46,768,646 円	82,823,924 円	58,316,655 円

<table border

(1) 記載要領

- 1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
3.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業者に事業を営業している場合の前述収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け告示第338号、自賛第151号、自賛第355号によること。なお、これにより収益を整理することのできない特別の場合は、国土交運大臣に報告し、その承認を求めるこ。
4.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」欄、「基準期間の前年度の損益状況」欄、「基準期間の前々年度の損益状況」欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
5.地域キロ当あたり標準経常費用は、補助プロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
6.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助プロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
7.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助プロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
8.「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正判断第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
9.「計画運行回数」の欄には、「補助対象期間中の全営業日数における計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当たり計画運行回数又は平日1日当たり計画運行回数のいずれかを記載する。
10.「系統キロ」の欄、「地域公共交通再編実施計画を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助プロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
11.「同一補助プロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助プロック内における都道府県外乗入部分は(1)に記載すること。
12.「他路線との競合部分に係るキロ程」は、他の運行系統との競合部分が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助プロック内区間(系統キロ程(テ)一補助プロック外乗入部分のキロ程(リ)同一補助プロック都道府県外乗入部分のキロ程(ス))に係るキロ程を記載すること。
13.「補助プロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分のキロ程」の欄、「のうち補助プロック外乗入部分及び同一補助プロック都道府県外乗入部分以外に係るものの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
14.「系統キロ」と「地域公共交通再編実施計画を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助プロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助プロック外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
15.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
16.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数は当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
17.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄は、(オ)計画平均乗車密度が5人未満の路線に記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(オ)の金額又は(ツ)の金額から左記の場合の(オ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を記載すること。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ)の金額を記載すること。
18.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄は、(オ)計画平均乗車密度が5人未満の路線に記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(オ)の金額又は(ツ)の金額から左記の場合の(オ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を記載すること。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ)の金額を記載すること。
19.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
20.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
21.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは提日の違いによる運行回数以外に変更がない場合は、その旨を記載することで足りるものとする。
(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略)。
(2)添付書類
1.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
2.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
3.地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

みんなし 運行回数	平均運行回数	乗車密度
7	9.3	3.9
4	9.3	2.2
6	9.3	3.7

17,933.0

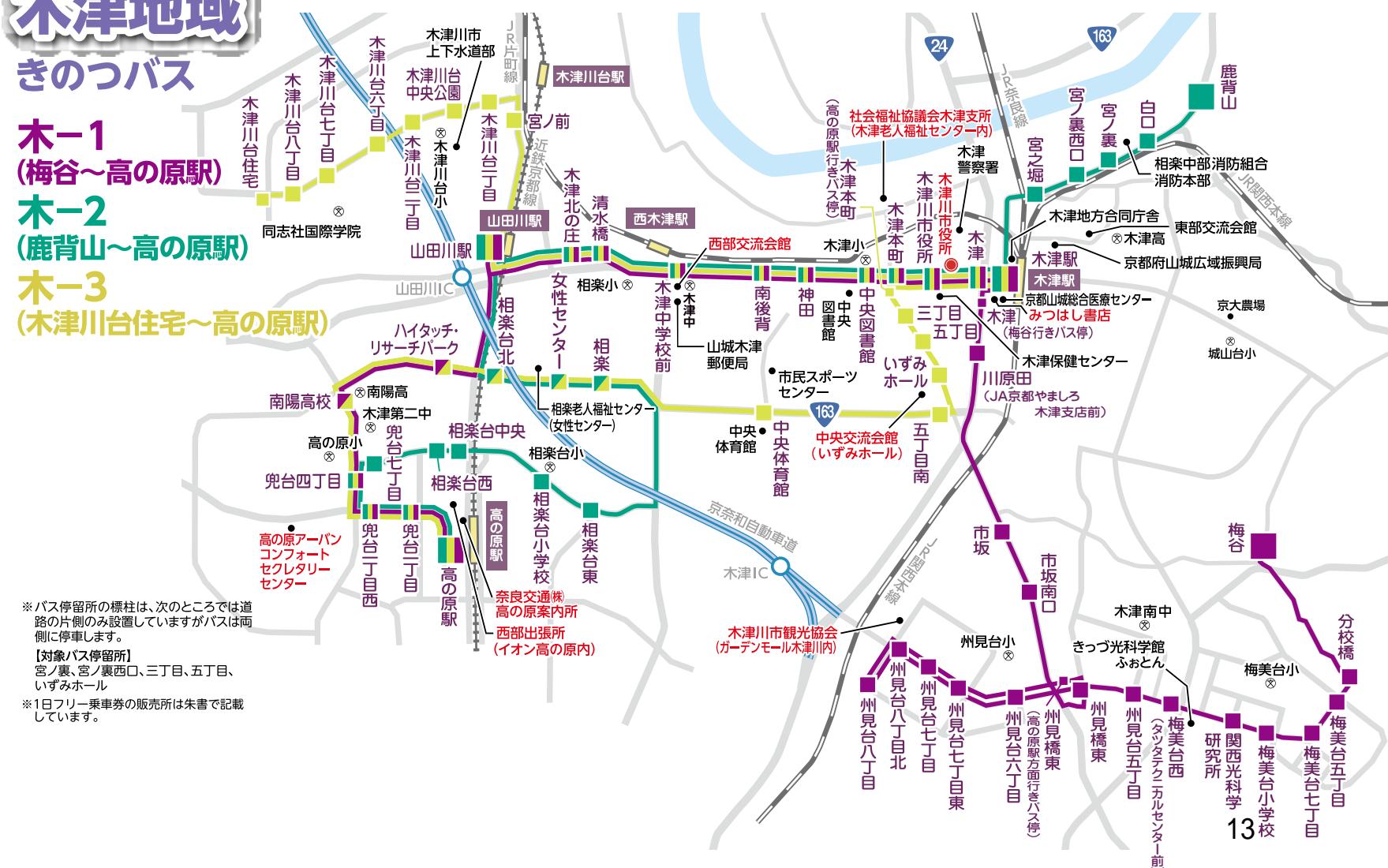
木津地域

きのつバス

木-1 (梅谷～高の原駅)

木-2 (鹿背山～高の原駅)

木-3 (木津川台住宅～高の原駅)

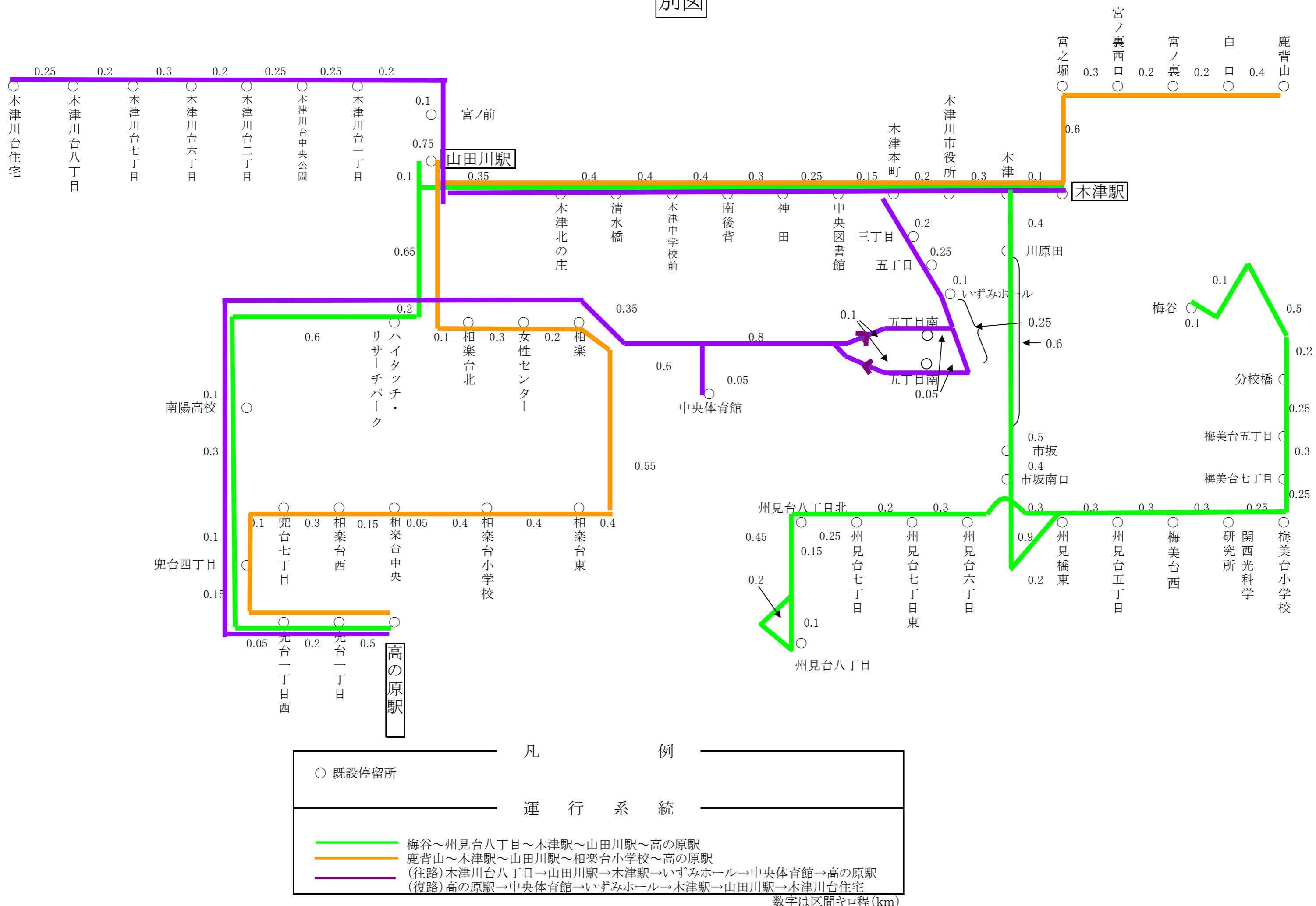


※バス停留所の標柱は、次のところでは道路の片側のみ設置していますがバスは両側に停車します。

【対象バス停留所】
宮ノ裏、宮ノ裏西口、三丁目、五丁目、

いすみホール
※1日フリー乗車券の販売所は朱書で記載
しています。

別図



木津地域

きのつバス

木-1 (梅谷～高の原駅)

木-2 (鹿背山～高の原駅)

きのつバス(定員:約30人)

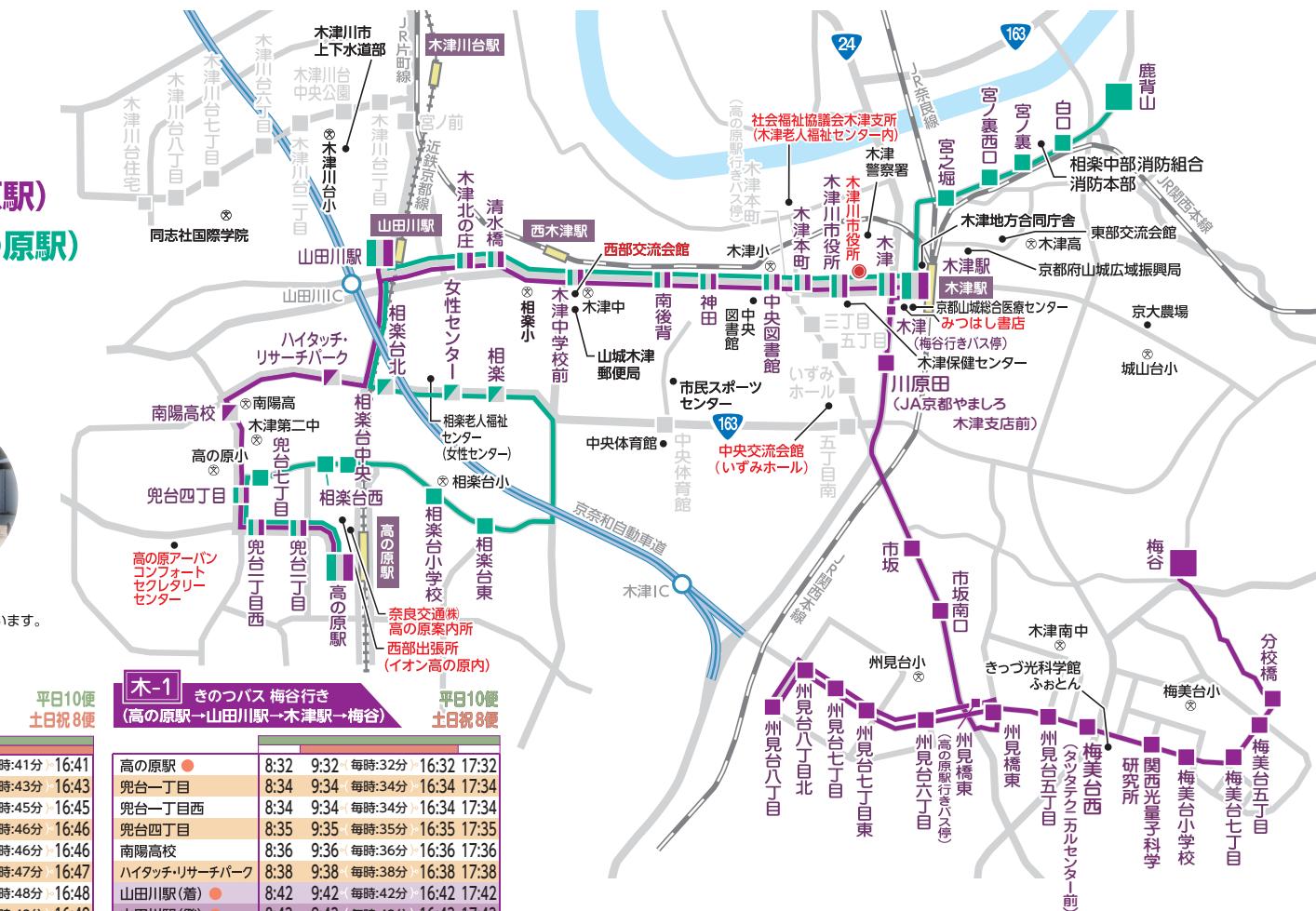


※1日フリー乗車券の販売所は朱書で記載しています。

★梅美台西(タツタケンカルセンター前)

★川原田(JA京都やましろ木津支店前)

木-1 きのつバス 高の原駅行き
(梅谷→木津駅→山田川駅→高の原駅)



木-1
きのつバス 梅谷行き
(高の原駅→山田川駅→木津駅→梅谷)

平日10便
土日祝8便

梅谷	7:27 8:41 9:41 每時:41分 16:41
分校橋	7:29 8:43 9:43 每時:43分 16:43
梅美台五丁目	7:31 8:45 9:45 每時:45分 16:45
梅美台七丁目	7:32 8:46 9:46 每時:46分 16:46
梅美台小学校	7:32 8:46 9:46 每時:46分 16:46
関西光量子科学研究所	7:33 8:47 9:47 每時:47分 16:47
梅美台西★	7:34 8:48 9:48 每時:48分 16:48
州見台五丁目	7:35 8:49 9:49 每時:49分 16:49
州見橋東	7:36 8:50 9:50 每時:50分 16:50
州見台六丁目	7:37 8:51 9:51 每時:51分 16:51
州見台七丁目東	7:37 8:51 9:51 每時:51分 16:51
州見台七丁目	7:38 8:52 9:52 每時:52分 16:52
州見台八丁目北	7:38 8:52 9:52 每時:52分 16:52
州見台八丁目	7:39 8:53 9:53 每時:53分 16:53
州見台八丁目北	7:41 8:55 9:55 每時:55分 16:55
州見台七丁目	7:41 8:55 9:55 每時:55分 16:55
州見台七丁目東	7:42 8:56 9:56 每時:56分 16:56
州見台六丁目	7:42 8:56 9:56 每時:56分 16:56
州見橋東	7:43 8:57 9:57 每時:57分 16:57
市坂南口	7:46 9:00 10:00 每時:00分 17:00
市坂	7:46 9:00 10:00 每時:00分 17:00
川原田★	7:49 9:03 10:03 每時:03分 17:03
木津駅(着)	7:52 9:06 10:06 每時:06分 17:06
木津駅(発)	7:57 9:11 10:11 每時:11分 17:11
木津	7:58 9:12 10:12 每時:12分 17:12
木津川市役所	7:59 9:13 10:13 每時:13分 17:13
木津本町	8:00 9:14 10:14 每時:14分 17:14
中央図書館	8:00 9:14 10:14 每時:14分 17:14
神田	8:01 9:15 10:15 每時:15分 17:15
南後背	8:02 9:16 10:16 每時:16分 17:16
木津中学校前	8:03 9:17 10:17 每時:17分 17:17
清水橋	8:04 9:18 10:18 每時:18分 17:18
木津北の庄	8:05 9:19 10:19 每時:19分 17:19
山田川駅(着)	8:08 9:22 10:22 每時:22分 17:22
山田川駅(発)	8:10 9:24 10:24 每時:24分 17:24
ハイタッチ・リサーチパーク	8:13 9:27 10:27 每時:27分 17:27
南陽高校	8:15 9:29 10:29 每時:29分 17:29
兜台四丁目	8:16 9:30 10:30 每時:30分 17:30
兜台一丁目西	8:17 9:31 10:31 每時:31分 17:31
兜台一丁目	8:18 9:32 10:32 每時:32分 17:32
高の原駅	8:20 9:34 10:34 每時:34分 17:34

木-1 きのつバス 梅谷行き
(高の原駅→山田川駅→木津駅→梅谷)

平日10便
土日祝8便

高の原駅	8:32 9:32 每時:32分 16:32 17:32
兜台一丁目	8:34 9:34 每時:34分 16:34 17:34
兜台一丁目西	8:34 9:34 每時:34分 16:34 17:34
兜台四丁目	8:35 9:35 每時:35分 16:35 17:35
南陽高校	8:36 9:36 每時:36分 16:36 17:36
ハイタッチ・リサーチパーク	8:38 9:38 每時:38分 16:38 17:38
山田川駅(着)	8:42 9:42 每時:42分 16:42 17:42
山田川駅(発)	8:43 9:43 每時:43分 16:43 17:43
木津北の庄	8:45 9:45 每時:45分 16:45 17:45
清水橋	8:46 9:46 每時:46分 16:46 17:46
木津中学校前	8:47 9:47 每時:47分 16:47 17:47
南後背	8:48 9:48 每時:48分 16:48 17:48
神田	8:49 9:49 每時:49分 16:49 17:49
中央図書館	8:50 9:50 每時:50分 16:50 17:50
木津本町	8:50 9:50 每時:50分 16:50 17:50
木津川市役所	8:51 9:51 每時:51分 16:51 17:51
木津	8:52 9:52 每時:52分 16:52 17:52
木津駅(着)	8:54 9:54 每時:54分 16:54 17:54
木津駅(発)	8:59 9:59 每時:59分 16:59 17:59
木津	9:00 10:00 每時:00分 17:00 18:00
川原田★	9:01 10:01 每時:01分 17:01 18:01
市坂	9:03 10:03 每時:03分 17:03 18:03
市坂南口	9:04 10:04 每時:04分 17:04 18:04
州見台六丁目	9:07 10:07 每時:07分 17:07 18:07
州見台六丁目	9:08 10:08 每時:08分 17:08 18:08
州見台七丁目東	9:08 10:08 每時:08分 17:08 18:08
州見台七丁目	9:09 10:09 每時:09分 17:09 18:09
州見台八丁目北	9:09 10:09 每時:09分 17:09 18:09
州見台八丁目	9:14 10:14 每時:14分 17:14 18:14
州見台六丁目	9:14 10:14 每時:14分 17:14 18:14
州見台五丁目	9:15 10:15 每時:15分 17:15 18:15
州見台八丁目北	9:13 10:13 每時:13分 17:13 18:13
州見台七丁目	9:13 10:13 每時:13分 17:13 18:13
州見台七丁目東	9:14 10:14 每時:14分 17:14 18:14
州見台六丁目	9:14 10:14 每時:14分 17:14 18:14
州見橋東	9:15 10:15 每時:15分 17:15 18:15
州見台五丁目	9:16 10:16 每時:16分 17:16 18:16
梅美台西★	9:17 10:17 每時:17分 17:17 18:17
関西光量子科学研究所	9:18 10:18 每時:18分 17:18 18:18
南陽高校	9:19 9:29 10:29 每時:29分 17:29
兜台四丁目	9:20 9:30 10:30 每時:30分 17:30
兜台一丁目西	9:21 9:31 10:31 每時:31分 17:31
兜台一丁目	9:22 9:32 10:32 每時:32分 17:32
高の原駅	9:23 9:34 10:34 每時:34分 17:34

木-2 きのつバス 高の原駅行き
(鹿背山→木津駅→山田川駅→高の原駅)

平日10便
土日祝8便

高の原駅	7:02 8:40 9:40 10:40 11:40 12:40 每時:40分 15:40 16:40 18:52
兜台一丁目	7:04 8:42 9:42 10:42 11:42 12:42 每時:42分 15:42 16:42 18:54
兜台一丁目西	7:04 8:42 9:42 10:42 11:42 12:42 每時:42分 15:42 16:42 18:54
兜台四丁目	7:05 8:43 9:43 10:43 11:43 12:43 每時:43分 15:43 16:43 18:55
宮之堀	7:22 7:46 8:46 9:46 10:46 11:46 12:46 每時:46分 15:46 17:46 18:55
木津駅(着)	7:25 7:49 8:49 9:49 10:49 11:49 12:49 每時:49分 15:49 17:49 18:55
木津駅(発)	7:27 7:51 8:51 9:51 10:51 11:51 12:51 每時:51分 15:51 17:51 18:55
木津	7:28 7:52 8:52 9:52 10:52 11:52 12:52 每時:52分 15:52 17:52 18:55
木津川市役所	7:29 7:53 8:53 9:53 10:53 11:53 12:53 每時:53分 15:53 17:53 18:55
木津本町	7:30 7:54 8:54 9:54 10:54 11:54 12:54 每時:54分 15:54 17:54 18:55
中央図書館	7:30 7:54 8:54 9:54 10:54 11:54 12:54 每時:54分 15:54 17:54 18:55
神田	7:31 7:55 8:55 9:55 10:55 11:55 12:55 每時:55分 15:55 17:55 18:55
南後背	7:32 7:56 8:56 9:56 10:56 11:56 12:56 每時:56分 15:56 17:56 18:55
木津中学校前	7:33 7:57 8:57 9:57 10:57 11:57 12:57 每時:57分 15:57 17:57 18:55
清水橋	7:34 7:58 8:58 9:58 10:58 11:58 12:58 每時:58分 15:58 17:58 18:55
木津北の庄	7:35 7:59 8:59 9:59 10:59 11:59 12:59 每時:59分 15:59 17:59 18:55
山田川駅(着)	7:38 8:02 9:02 10:02 11:02 12:02 13:02 每時:02分 16:02 18:02 18:55
山田川駅(発)	7:39 8:03 9:03 10:03 11:03 12:03 13:03 每時:03分 16:03 18:03 18:55
相楽台北	7:42 8:06 9:06 10:06 11:06 12:06 13:06 每時:06分 16:06 18:06 18:55
女性センター	7:43 8:07 9:07 10:07 11:07 12:07 13:07 每時:07分 16:07 18:07 18:55
相楽	7:43 8:07 9:07 10:07 11:07 12:07 13:07 每時:07分 16:07 18:07 18:55
相楽東	7:46 8:10 9:10 10:10 11:10 12:10 13:10 每時:10分 16:10 18:10 18:55
相楽小学校	7:47 8:11 9:11 10:11 11:11 12:11 13:11 每時:11分 16:11 18:11 18:55
相楽台中央	7:49 8:13 9:13 10:13 11:13 12:13 13:13 每時:13分 16:13 18:13 18:55
相楽台西	7:50 8:13 9:13 10:13 11:13 12:13 13:13 每時:13分 16:13 18:13 18:55
兜台七丁目	6:50 8:14 9:14 10:14 11:14 12:14 13:14 每時:14分 16:14 18:14 18:55
兜台四丁目	6:51 8:15 9:15 10:15 11:15 12:15 13:15 每時:15分 16:15 18:15 18:55
兜台一丁目西	6:52 8:16 9:16 10:16 11:16 12:16 13:16 每時:16分 16:16 18:16 18:55
兜台一丁目	6:53 8:17 9:17 10:17 11:17 12:17 13:17 每時:17分 16:17 18:17 18:55
高の原駅	6:55 8:19 9:19 10:19 11:19 12:19 13:19 每時:19分 16:19 18:19 18:55
鹿背山	7:39 9:17 10:17 11:17 12:17 13:17 每時:17分 16:17 17:17 19:29

● JR線と連絡 ● 近鉄線と連絡 ■ 平日運行 ■ 土日祝運行

● JR線と連絡 ● 近鉄線と連絡 ■ 平日運行 ■ 土日祝運行

